

記入例

(防火防災・複数権原用 (共用部分))

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)			
消防計画作成(変更)届出書		① ○○年○○月○○日	
② 川崎市消防長 殿		③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 防災 住 所 ○○市○○区○○町○-○-○ ④ 氏 名 川崎 太郎	
③ 別添のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input checked="" type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		⑤ 事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入 <small>※個人の場合は氏名 法人の場合は名称、役職及び代表者氏名</small>	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	⑤ 株式会社○○ 代表取締役社長 ○○ ○○	⑥ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入	
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物	⑥ 川崎市○○区○○町○-○-○	⑦ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入	
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	⑦ ●●ビル	⑧ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入し、入居する階を()内に記入	
複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	⑧ 共用部分	⑨ 別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入 <small>※防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の用途を記入</small>	
防火対象物 又は の用途*1 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	⑨ 特定複合	令別表第1*1	⑩ (16) 項イ
⑩ ⑪ ⑫ その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	⑩	⑪ 別紙を参照し、前⑨に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入	
受 付 欄*2	経 過 欄*2	⑫ 特記事項がある場合は記入 (変更届出の場合は、主な変更事由を記入)	
備考		(例) 消防計画の内容変更	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
		(2)	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
		(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	
		(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
		(2)	救護施設	
		(3)	乳児院	
		(4)	障害児入所施設	
		(5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）	
		(6)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
	(2)	更生施設		
	(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
	(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
	(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、火災等の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

建築物の名称を記入してください。

(適用範囲)

第2条 この計画は、●●ビル の共用部分（以下「当該共用部分」とする。）に出入りする全ての関係者に適用する。

2 管理権原の及ぶ範囲において、この計画を適用するものである。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、当該共用部分の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火・防災管理者)

第4条 防火・防災管理者は、防火対象物の管理権原者の指示、当該消防計画及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - (4) 防災管理上の自主検査・点検の実施
 - (5) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検・防災管理点検）等の立会い
 - (6) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (9) 収容人員の適正管理
 - (10) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
 - (11) 従業員に対する防災教育の実施

該当する事業所と該当しない事業所があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) その他

(防火・防災管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第5条 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

(消防機関への連絡等)

第6条 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる届出を行うこと。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等点検結果報告書（防火対象物全体で報告する際は必要なし。）
- (4) 防火対象物点検結果報告書
- (5) 防災管理点検結果報告書

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火・防災管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火・防災管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、防火・防災管理維持台帳に保管すること。

(防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等)

第8条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等は、点検業者に委託して行う。

- 2 防火・防災管理者は、防火対象物の点検等の実施時には、立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第9条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

- 2 防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第10条 法定点検の実施者は、防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火・防災管理者に報告する。点検検査結果については、防火・防災管理維持台帳に編さんする。

(避難経路の維持管理)

- 第11条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- 3 避難経路の維持管理については定期的に点検し、障害となる物品があった場合は、速やかに除去すること。

(工事中の安全対策)

- 第12条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を所轄消防署に届け出る。
- 2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期防火・防災管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火・防災管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(震災対策)

- 第13条 防火・防災管理者は、地震時の災害を防止するため、定期的に建物、避難施設等について点検を実施する。
- 2 地震発生時に、防火・防災管理者は、二次災害の発生を防止し使用再開時の安全を確保するため、建物等について点検を実施し、異常が認められる場合は応急処置を行う。

(自衛消防組織の活動)

- 第14条 全体についての防火・防災管理に係る消防計画による。

施行日を記載してください。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

